

## 職業経験、技能、知識の不足などで就職に不安のある皆さん 常用雇用での就職に向けて

# 「トライアル雇用」にトライしませんか？

**平成25年度から、対象となる方の要件を見直すとともに、  
より広く活用いただけるよう、下記の取扱いになりました。**

「トライアル雇用」とは、職業経験の不足などのため、期間の定めのない雇用（常用雇用）での就職に不安のある方を対象とする「お試し期間」を設けた雇用制度です。まずあなたは、原則3カ月間の試行（トライアル）雇用で仕事を経験し、指導を受けることによって、その仕事や企業について理解を深めます。企業側はこの期間中に、あなたの適性や能力の見極めを行います。そして、双方が納得した上で、常用雇用に移行します。**トライアル雇用期間中も「労働者」ですので、労働基準法などの法律が適用され、賃金も支払われます。**

トライアル雇用求人に積極的に応募して、常用雇用へのチャンスをつかみませんか。  
トライアル雇用終了者の約8割が常用雇用へ移行しています。

## 「トライアル雇用」の対象者は？

常用雇用での就職に不安がある人であって、以下のいずれかの要件を満たし、かつ、職業相談などを通じて公共職業安定所長がトライアル雇用が必要であると認めた人が対象となります。

① **これまでに就労の経験のない職種または業務に就くことを希望する人**

② **離転職を繰り返している人(注1)**

(注1) 過去2年以内に2回以上離職・転職を繰り返している状態にある人であって、  
今後は長期的に安定した就業を希望する人。

③ **直近で1年を超えて失業している人(注2)**

(注2) 直近で1年を超えて就業※していない場合に対象となります。  
※パート・アルバイトなど正社員以外の就業形態も含まれます。

④ **その他の就職の援助を行うに当たって特別の配慮を要する人(注3)**

(注3) 母子家庭の母等、父子家庭の父、生活保護受給者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、  
日雇労働者、住居喪失不安定就労者、ホームレス、その他トライアル雇用の活用が必要と認める者

## 「トライアル雇用」のメリットは？

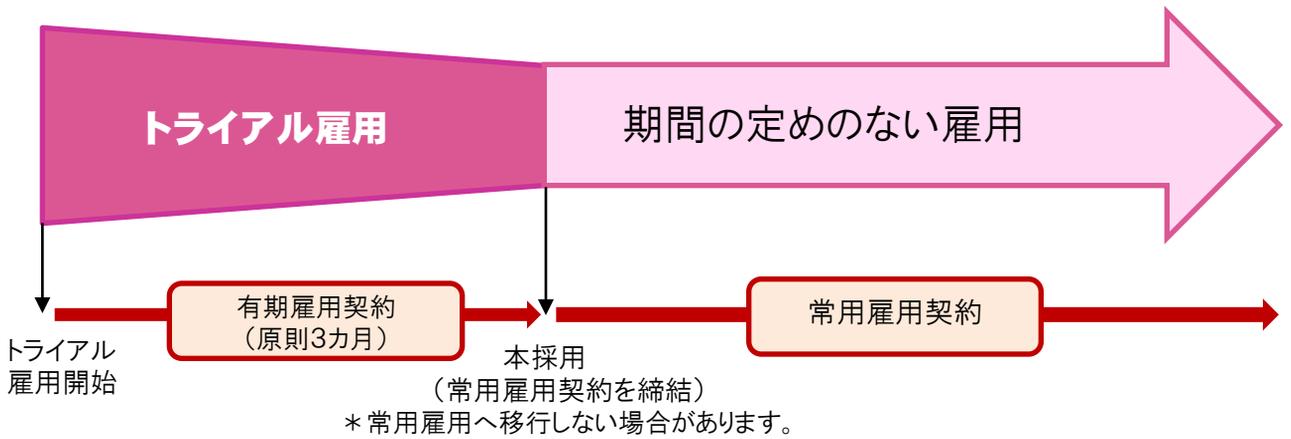
- 希望する仕事に就ける可能性や就職の機会が広がります。
- あなたと会社がお互いを理解した上で常用雇用へ移行するため、就職後も安心して仕事を続けることができます。



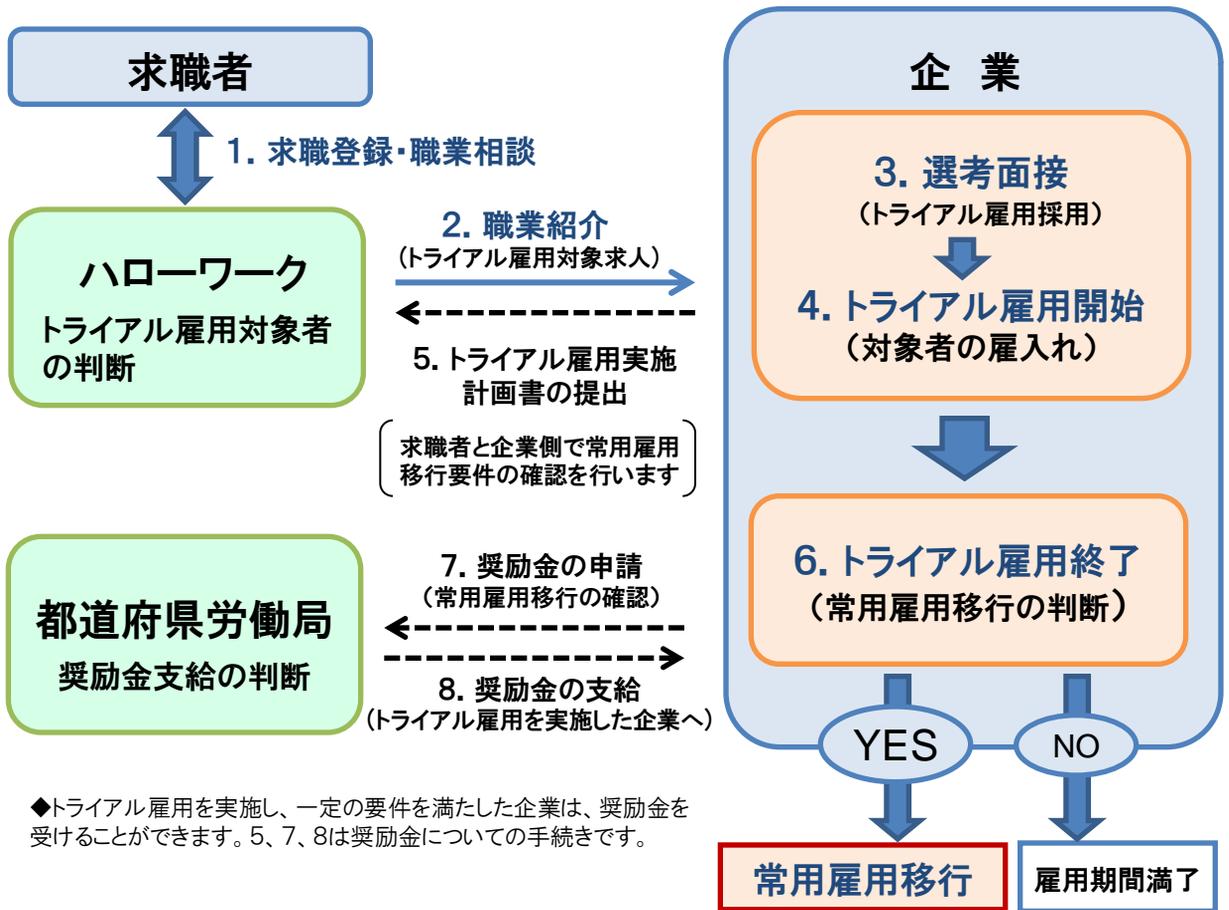
トライアル雇用期間終了時点で、会社が求める業務遂行の能力を満たさない場合などは、  
常用雇用へ移行しないことがあります。



## 「トライアル雇用」のイメージは？



## 「トライアル雇用」の仕組みは？



◆トライアル雇用を実施し、一定の要件を満たした企業は、奨励金を受けることができます。5、7、8は奨励金についての手続きです。

### ご注意!

◆トライアル雇用については、原則、採用予定数を越えたトライアル雇用対象者の紹介を行えません。



詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク